

## 第4章 組織活動サポート事業

### (組織活動サポート事業の目的)

第33条 組織活動サポート事業は、青年農業者等の自主的な集団活動を支援することにより、活動の活性化と仲間づくりの推進、就農に向けた意識啓発活動を行うことを目的とする。

### 第1節 組織活動支援事業

#### (事業の目的)

第34条 組織活動支援事業（以下「組織活動事業」という。）は、青年農業者等が自ら組織し自主的な活動を行う集団に対して助成を行う。青年農業者組織にあつては、集団活動の促進、仲間づくり活動の活性化と就農に向けた意識啓発活動等や青年農業者の資質の向上を図ることを目的とする。青年農業者以外の農業者組織にあつては、就農に向けた意識啓発活動を行うことを目的とする。

#### (事業の対象及び要件)

- 第35条 組織活動事業の対象は、青年農業者等が自ら組織する県及び地区段階の集団とする。
- 2 組織の目的が、農業及び農家生活等に関する課題の解決に取り組む集団とする。
  - 3 組織の規約を設け、計画に基づき積極的な活動を行う集団とする。

#### (事業の実施)

第36条 組織活動事業の実施にあつては、組織の規約及び事業実施計画に基づき、目的に沿った活動をするものとする。

#### (申請)

第37条 組織活動事業の助成を受けようとする組織の長は、原則として事業実施30日前までに、組織活動支援事業助成申請書（別記様式第1号）を指導機関の意見を付して理事長に提出するものとする。

#### (給付)

- 第38条 理事長は申請内容を審査し、適当と認めたときは助成金給付決定書（別記様式第2号）をもって申請者に通知するものとする。
- 2 また、助成金給付決定した旨（別記様式第3号）を指導機関に通知するものとする。
  - 3 給付決定を受けた者は、給付決定後速やかに助成金給付請求書（別記様式第4号）を理

事長に提出し、その提出をもって助成金を給付するものとする。

(報 告)

第 39 条 助成金の給付を受けた集団の長は、事業終了後 30 日以内に組織活動支援事業実績報告書（別記様式第 5 号）を指導機関を経由して理事長に提出するものとする。